

寝具賃貸借契約 仕様書

(令和7年8月)

国立研究開発法人 国立循環器病研究センター

I 概要

1.目的

本仕様書は、国立循環器病研究センター（以下、当センターという）と受注者が、当センターの寝具賃貸借契約（以下、本件業務という。）の実施に関して、業務の確実な実施を確保する為、業務の詳細について定め、円滑な業務運営をはかることを目的とする。

2.契約内容

2-1.契約期間

自 令和8年4月1日

至 令和13年3月31日

2-2.履行場所

国立研究開発法人国立循環器病研究センター

2-3.支払方法

納品実績による算出

契約単価 × 納品実績

2-4.予定数量

「別紙1 寝具類使用実績」参照

II 寝具等供給業務

1.寝具類の内容

「別紙2 寝具仕様書」参照

2.寝具類の品質保持

2-1.寝具類の洗濯・補修内容

寝具類の洗濯及び補修等については、下記に定める。

① 入院患者用寝具

品名	洗濯	補修
掛布団	洗濯	仕立直し
マットレスパット	洗濯	補修
包布・敷布・枕カバー	洗濯（アイロン仕上げ）	補修
枕	洗濯	チューブチップ入替・さらし干し
ラバーシーツ	洗濯（アイロン仕上げ）	補修
タオルケット	洗濯	補修

② 当直寝具・外来寝具・リハビリ寝具・検査等寝具

品名	洗濯	補修
掛布団・敷布団	洗濯	仕立直し
マットレスパット	洗濯	補修
包布・敷布・枕カバー	洗濯（アイロン仕上げ）	補修
枕	洗濯	チューブチップ入替・さらし干し

2-2.寝具類の洗濯・消毒・補修

- ① 寝具類の洗濯・消毒・補修等については、衛生的かつ清潔なものを、受注者の負担において当センターに提供すること。なお、洗濯や仕上げが十分にできているかなど、寝具類の品質については提供前に受注者の責任において確認することとし、当センターから改善を求められた場合は誠実に対応すること。
- ② 汚染した寝具類等はその都度交換又は洗濯、補修等を行うこと。
- ③ 使用済みの寝具類については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）などの関係法令等に則り消毒を行うものとする。
- ④ 寝具類に血痕、膿、分泌物等の汚物が付着した場合も、その都度受注者において予備洗濯を行い洗濯・補修等を行うこと。なお、当センターにおいては予備洗濯を行わず、感染の危険のある寝具類の洗濯を受注者へ委託する場合には、感染の危険のある旨を表示した上で密閉した容器に収めるなど、他へ感染するおそれのないよう取り扱う。

- ⑤ 寝具類の紐とれ、破れ、ほつれ、塵芥、糊の固まり等は事前に受注者が確認し補修等を行い納入すること。なお、当該寝具が納入された後発見した場合は、直ちに交換すること。
- ⑥ 補修については当センターからの依頼以外でも必要と判断されるものについては実施すること。

2-3.寝具類の交換基準

- ① 別紙2に示す寝具類の寸法は、常時使用する状態での寸法とするため、洗濯・プレス・経年使用等により寸法が短くなった場合、生地が薄くなってきた場合、消耗が著しい場合等は直ちに交換すること。
- ② 上記①以外であっても、当センターが必要と判断した場合は直ちに交換を行うこと。なお、受注者は当センターの指示にかかわらず積極的な交換に努め、良質な寝具類を当センターに提供すること。

3.その他

3-1.当センター施設の利用

- ① 当センターは、受注者がこの業務を遂行するにあたって必要な中央倉庫(清潔・不潔寝具倉庫)を受注者に無償で使用させる。
- ② 中央倉庫等、受注者がもっぱら使用する建物、工作物等については、善良な管理者の注意をもって使用し、火気の使用については当センターの承認を受けること。
- ③ 事務所並びに機器等をこの業務遂行のためのみに使用するものとし、それ以外の目的で使用してはならない。
- ④ 中央倉庫の使用について、当センターの定める規則等を遵守すること。

3-2.寝具類の管理

- ① 清潔・不潔寝具は同室にて管理しないこと。
- ② 中央倉庫に保管する寝具類について、損害保険の契約を行うこと。
- ③ 寝具類には、いずれも標識をつけること。
- ④ 寝具類の交換、受渡、保管等に関する伝票、帳簿等はすべて受注者の負担とし、その様式及び記入方法等は協議のうえ定める。

3-3.寝具類の運搬

- ① 清潔・不潔寝具は同一便に混在させないこと。

Ⅲ 受注者の責務

1.受注者・従事者の責務

下記事項を遵守すること。なお、下記事項は本仕様書に定める全ての業務において受注者

が遵守すべき事項を定めたものである。

1-1. 守秘義務

- ① 本契約業務の遂行において知り得た秘密及び個人情報を本契約業務の遂行以外の目的に使用し、漏洩してはならない。本契約期間終了後においても同様とする。

1-2. 業務の適正化・業務体制の確保

- ① 当センターの信用を失墜させる行為をしてはならない。
- ② 本件業務を遂行するに当たって当センターの機能等を十分に熟知し、適正な患者サービスを担うこと。
- ③ 天災等により一時的に業務の遂行が困難になる事態に備え、本件業務が滞ることの無いよう必要な措置を講じること。

1-3. 施設の利用

- ① 当センターが貸与した中央倉庫など（以下、施設という）を善良な管理のもと大切に使用し、契約終了後は直ちに返還すること。
- ② 貸与された施設を私有化しないこと。
- ③ 貸与された施設の清潔保持・整理整頓に努め、火気について特に注意すること。

1-4. 受注者要件

- ① 医療法施行規則第9条の14第11号に規定する標準作業書を作成すること。
- ② 医療法施行規則第9条の14第12号に規定する業務案内書を作成すること。
- ③ クリーニング所の適合確認を受けていること。
- ④ 生菌・官能・水質検査等の衛生基準に合格していること。
- ⑤ 医療関連サービスマーク（寝具類洗濯）を取得していること。
- ⑥ 過去3年間に病床数200以上の医療機関で本件同様の業務の請負実績があること。
- ⑦ 天災、その他何らかの事由により、当該業務を遂行することが困難となった場合に備えてあらかじめ代行業者を定めること。

1-5. 業務の引き継ぎ

- ① 当センター及び前受注者と十分に協議を行い、円滑に業務を遂行するために必要な一切の準備を業務開始前に行い完了させること。
- ② 契約の満了又は解除に伴い次の受注者に業務を引き継ぐ場合は、当センターの運営に支障をきたさないよう、当センター及び次の受注者と誠実に協議し、実務レベルでの十分な引継期間を設けて責任をもって引き継ぎを行うこと。
- ③ 引き継ぎに際し業務運用マニュアルを次の受注者に引き渡すこと。
- ④ 引き継ぎに際し受注者に発生する経費等一切は本調達に含めること。
- ⑤ 当センターが基本方針に定めた最善の医療を提供すること、及び（財）日本医療機能評価機構の定める認定基準を達成している医療機関であることを認識し、当センターの業務方針に協力しなければならない。

1-6. 協議

- ① この仕様書に定めのない事項が生じた場合、また不明な点が生じた場合等は当センターと受注者で協議し決定することとする。

2.再委託について

2-1.寝具の洗濯業務

- ① 本件業務で供給する寝具類の洗濯を原則として全て自社工場（系列会社又は関連工場）にて行い、受注者の責任において品質管理に努めなければならない。
- ② 当センターの承諾を受けて、請け負った洗濯業務の一部のみ再委託することができる。ただし、以下の条件を全て満たす場合に限られる。
 - ア 再委託先は最小限とすること。
 - イ 再委託を行う洗濯物の集配にかかる作業・費用は全て受注者の負担とすること。
 - ウ 集配は受注者が一括で行い、トラックを別便としないこと。
 - エ 洗濯方法・仕上方法・配送期限等、品質・仕様は全て本仕様書どおりとし、全て受注者の責任において実施すること。